

八代市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況を、別紙のとおり公表します。

令和7年1月14日

八代市監査委員 江崎 眞 通

八代市監査委員 上 原 治

八代市監査委員 北 園 武 広

定期監査結果に対する 措置状況

(令和 7 年 1 月)

八代市監査委員

目 次

措置の内容

【令和4年度実施分】

- ◆ 財産経営課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ◆ 水産林務課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【令和5年度実施分】

- ◆ 企画政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◆ 観光振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ◆ スポーツ振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- ◆ 住宅課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- ◆ 生涯学習課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

【令和6年度実施分】

- ◆ 鏡支所地域振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- ◆ 下水道総務課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
- ◆ 下水道建設課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- ◆ 水道局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3

八 代 市 監 査 委 員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 財産経営課（旧財政課）

監査対象年度 令和3年度

監査実施期間 令和4年6月2日 ～ 令和4年7月7日

指 摘 事 項	① 市庁舎内市民交流エリアの施設等の使用料の収納事務が私人に委託してあるが、次のような不適切な事務処理があった。 ・ 地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づく告示及び公表が行われていないもの。 ・ 八代市会計規則第17条の各号に規定された内容が委託契約書に規定されず、収納委託証の交付も行われていないもの ・ 手書き領収書が、受託者名で交付されていないもの ・ 会計課から融通を受けたつり銭が、受託者に無償で貸付けてあるもの 地方自治法施行令、八代市会計規則等に基づき、適正な事務を行っていただきたい。
改 善 内 容	指摘事項については以下のように改善しました。 ・ 令和6年10月31日付八代市告示第155号で指定公金事務の一部委託を告示し、11月5日付で市ホームページに告示及び公表を行いました。 ・ 令和6年10月1日付で締結した八代市本庁舎総合管理業務委託契約に基づき、八代市庁舎内市民交流エリア条例第9条及び八代市庁舎内市民交流エリア条例施行規則第6条に規定する市民交流エリアにおける使用料の収納事務について委託契約を締結し、収納委託証を受託者へ令和6年11月1日付で交付しました。 ・ 令和6年11月1日以降は、受託者名で手書きの領収書を交付しております。 ・ つり銭の受託者への無償貸付けは終了し、令和6年11月8日付で会計課への返却を済ませました。現在、つり銭は受託者が用意し、使用料の収納を行っています。

八市水林第 1 1 9 1 号
令和 6 年 1 2 月 1 8 日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 か い 名 水産林務課

監査対象年度 令和 3 年度

監査実施期間 令和 4 年 1 0 月 2 6 日 ～ 令和 4 年 1 1 月 1 6 日

指 摘 事 項	② 八代市報酬及び費用弁償条例に支給する日数の上限が定められていないにもかかわらず、鳥獣被害対策実施隊員の費用弁償として、八代地区では 20 日を上限として坂本地区では 10 日を上限として、1 人あたり日額 1,800 円が支給されていた。 同条例において、費用弁償は出動命令に応じて実施したときに支給するとされているため、出動命令を行う条件や手続き等について明確に定め、適正に費用弁償を支給していただきたい。
改 善 内 容	② 八代市報酬及び費用弁償条例に支給する日数の上限が定められていないにもかかわらず、鳥獣被害対策実施隊員の費用弁償の支給日数に上限を設けていたことについては、上限を規定していた「八代市鳥獣被害対策実施隊に係る事務取扱等に関する要領」を令和 6 年 4 月 1 日付で改正して、上限を廃止するとともに、費用弁償は緊急時に出動命令を受けて出動した日数に応じて支給するように改善しました。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 企画政策課
監査対象年度 令和4年度
監査実施期間 令和5年6月2日 ～ 令和5年6月27日

指摘事項	業務委託先を選定する公募型プロポーザル審査の一次審査が、選定委員会を招集することなく選定委員会委員に審査書類を配布し、実施されていた。 事前に定めた「公募型プロポーザル実施要領」においては、一次審査は書類審査であり、審査主体は選定委員会であると規定され、公募型プロポーザル選定委員会を設置することを定めた「公募型プロポーザル選定委員会要領」の第4条では、選定委員会は委員長が招集し、その議長となると規定されていることから、一次審査は、集合形式で書類審査を実施すべきであった。 「公募型プロポーザル実施要領」及び「公募型プロポーザル選定委員会要領」の規定に基づき、適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	一次審査の審査形式について、公募型プロポーザル選定委員会要領第4条に「書面審査によることができる」旨を明記のうえ、書類審査を実施するよう改善しました。 今後もし指摘事項を踏まえ、適正な事務処理に努めてまいります。

八市観第522-1号
令和6年12月16日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 観光振興課
監査対象年度 令和4年度
監査実施期間 令和6年1月10日 ～ 令和6年2月2日

指摘事項	(ア) 日奈久温泉センターに設置されている自動販売機5台について、行政財産使用許可申請及び許可の手続が行われていなかった。 八代市行政財産使用料条例及び八代市有財産取扱規則に基づき、適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった日奈久温泉センターに設置している自動販売機の行政財産使用許可申請及び許可の手続については、令和6年度分（令和6年4月1日～令和7年3月31日）から適正な手続内容に見直しました。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 観光振興課
 監査対象年度 令和4年度
 監査実施期間 令和6年1月10日 ～ 令和6年2月2日

指摘事項	(イ) エフエムやつしろラジオ放送業務委託は、スポットCMを年間300本程度実施する見込みで契約が行われているにもかかわらず、CMの放送実績は198回だった。 業務内容に変更が生じる場合は、変更契約を行い実績に応じた委託料を支払っていただきたい。 また、年間の放送本数が確定しないのであれば、単価契約を行うなどの見直しを行い、適正な業務を行っていただきたい。
改善内容	エフエムやつしろラジオ放送業務委託については、令和4年度の実績を踏まえ、令和5年度の委託契約においては、放送実績を随時確認しておりました。 結果として、本市が委託したスポットCM放送本数216本を履行完了いたしました。 なお、本件業務委託は令和5年度を最後に終了していることから、今後同様の契約があった場合、委託内容に応じて適当な契約方法を検討し、契約締結を行うようにします。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 観光振興課
 監査対象年度 令和4年度
 監査実施期間 令和6年1月10日 ～ 令和6年2月2日

No. 7

指摘事項	(ア) イベント推進課が事務局を担当している実行委員会等の発注案件については、事務局において事前に決裁伺を起案し内部意思の決定をした上で発注を行う取扱いとされている。しかしながら、実際は、多くの案件で、決裁伺を作成することなく、事業者から見積書を徴しただけで発注が行われていた。 また、決裁伺が作成されている案件で、発注後に数量や単価に変更が生じたものについて、変更契約に係る決裁伺が作成されず、見積書を徴しただけで変更発注が行われているものがあった。 決裁伺がない発注は、予算執行の適正性について疑念を抱かれるおそれがある。決裁伺を用いた内部意思の決定を確実に行っていただきたい。
改善内容	事務局において事前に購入方法など内部意思の決定をした上で発注を行うように改善しました。 また、発注後に数量や単価に変更が生じたものについて、変更契約を行い支出するよう改善しました。

八市観第522—5号
令和6年12月16日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 観光振興課
監査対象年度 令和4年度
監査実施期間 令和6年1月10日 ～ 令和6年2月2日

No. 8

指摘事項	(イ) 実行委員会等の発注案件のうち印刷業務を除くほとんどのもので、複数の事業者からの見積書徴取が行われておらず、また、見積業者を1者に限る理由も示されておらず、適正な業者選定が行われているのか確認できない状態となっていた。 発注に当たっては、できる限り複数の事業者から見積書を徴することにより競争性の向上を図るとともに、見積業者が1者に限られる場合は、決裁伺においてその理由を明らかにしていただきたい。
改善内容	複数見積もりを取るよう改善しました。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 観光振興課

監査対象年度 令和4年度

監査実施期間 令和6年1月10日 ～ 令和6年2月2日

No. 9

指摘事項	(ウ) 実行委員会等の発注案件のうち契約金額が50万円を超えるものについて、契約書が取り交わされていないものが散見された。また、契約金額が50万円以下の発注案件のうち10万円を超えるもののほとんどで、請書が徴されていなかった。 実行委員会等の発注案件については、確実な履行を担保するため、市の契約規則における取扱いに準じ、一定額以上のものにあつては契約書を取り交わし、又は請書を徴することが適当である。 契約書類の整備を適切に行っていただきたい。
改善内容	ご指摘のあった案件につきましては、請書・契約書を交わすよう改善しました。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 観光振興課

監査対象年度 令和4年度

監査実施期間 令和6年1月10日 ～ 令和6年2月2日

No. 10

指摘事項	（エ）実行委員会等が発注した業務委託について、受託者から業務完了報告書の提出がなく、完了確認の検査がどのように行われたか明らかでないものが多く見受けられた。また、実行委員会等による物品調達について、供給者から納品書の提出がなく納品確認がどのように行われたか明らかでないものが散見されたほか、納品書の数量に誤りがあるものが見受けられた。 業務委託における完了確認の検査及び物品調達における納品確認を適切に行っていただきたい。
改善内容	支出伝票を回すときに、業務委託における完了確認の検査及び物品調達における納品確認を必ず行うよう改善した。

令和6年12月16日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 観光振興課

監査対象年度 令和4年度

監査実施期間 令和6年1月10日 ～ 令和6年2月2日

No. 11

指摘事項	(オ) イベントの協力団体に対して「謝礼」や「委託費」の名目で行われた実行委員会等の支出について、業務内容や内訳が示されておらず、請求書のみ添付されているものがあった。 根拠が不明確なまま支出を慣例化させることのないよう必要な書類整備や支出内容の見直しを行っていただきたい。
改善内容	何に対する支出であるか、次のように根拠（業務内容や内訳）を明らかにするように改めました。 ① 謝礼については、協力団体の活動実績を示した書面を請求書のほかに求めるよう改めました。 ② 委託については、発注前に仕様書を作成し、必ず契約書を取り交わす（又は請書を徴する）ように改め、履行完了後に完了報告書を求めるよう改めました。 なお、定額の支出を慣例化させないため、毎年度、支出の根拠（業務内容や内訳）を精査することとしました。 また、協力団体に委託していた清掃活動及び警備等について、報告書の無いまま支払いしてありましたが、今年度より報告書を添付していただくよう改善しました。 同様に、スリーデーマーチのPR委託についても、仕様書の作成、契約の締結をし、報告書の提出を求めるよう改善しました。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 スポーツ振興課
監査対象年度 令和 4 年度
監査実施期間 令和 6 年 1 月 1 0 日 ～ 令和 6 年 2 月 2 日

指摘事項	（ア）指定管理施設ではない鏡体育館等（全6施設）の使用料の収納事務について、NPO法人八代市スポーツ協会による指定管理の協定書として業務仕様書を作成し、指定管理料に上乗せして支出されていた。 公の施設の指定管理者の指定は、市議会の議決を経て行われるものであり、指定管理者と締結する協定書は、指定管理者が管理をすることを指定された公の施設の管理に関する事項を定めるもので、指定という行政処分の付款であることから、議決の対象とされなかった施設の管理業務を指定管理者として行うことは当然のことながらできない。 地方自治法、地方自治法施行令、八代市体育施設条例等に基づき、適正な事務の執行に努めていただきたい。
改善内容	ご指摘のありました、指定管理施設ではない鏡体育館等（全6施設）の使用料の収納事務については、令和6年度から指定管理業務委託料に含まれていた使用料の収入事務を外し、別に契約を行いました。

指摘事項	(イ) 指定管理施設ではない鏡体育館等（全6施設）の使用料の収納事務をNPO法人八代市スポーツ協会に行わせてあったが、収納事務の委託契約が締結されていなかった。 地方自治法第243条及び地方自治法施行令第158条第1項の規定により収納事務を委託した場合を除き、私人に収納事務を行わせることはできない。 関係法令を遵守し、適正な事務の執行に努めていただきたい。
改善内容	ご指摘のありました、指定管理施設ではない鏡体育館等（全6施設）の使用料の収納事務をNPO法人八代市スポーツ協会に行わせてありましたが、収納事務の委託契約が締結されていなかったことにつきましては、令和6年度から指定管理業務委託と別に委託契約を行いました。

指摘事項	(ウ) ホストタウンプログラム協定に基づく令和4年度の自動販売機売上げに係る寄附金について、令和5年度になってから寄附金額の通知があり、その通知に基づき納入通知書を発してあったが、令和4年度の収入とされていた。 地方自治法施行令第142条第1項第2号においては、「随時の収入で、納入通知書又は納税の告知に関する文書を発するものは、当該通知書等を発した日の属する年度」と歳入の会計年度所属区分を規定している。 関係法令を遵守し、適正な事務の執行に努めていただきたい。
改善内容	寄付額の明細が4月に送付されることから、今後、納入通知及び納付書は新年度の歳入として事務処理をすすめて参ります。令和5年度分の自動販売機売上金は、令和6年度の歳入として事務処理をしました。

指摘事項	(エ) 郡市対抗熊日駅伝選手派遣業務委託等の完了報告において、収支決算書に計上された支出科目ごとの金額と領収書が一致しないものなど、完了確認検査が十分でないものが散見された。 契約は、適正な履行がなされて初めて業務が完了することとなり、その確認行為である検査は、契約の目的を達成するためにも極めて重要な行為である。 履行された内容と契約内容の突合については、報告書等、何を基に確認するのかを改めて整理し、支払のための厳正な検査事務に努めていただきたい。
改善内容	今後、完了報告の精査確認の重要性をしっかりと理解したうえで、完了報告を契約内容と突合し、厳正な検査事務に努めます。 令和5年度分は、収支決算書と領収書を確認するなど、完了報告の厳正な検査を行いました。

八市住宅第1858号
令和6年3月28日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 住宅課
監査対象年度 令和4年度
監査実施期間 令和5年10月20日 ～ 令和5年11月13日

指摘事項	公営住宅の管理に当たって、年間数百件の修繕のほか、除草業務委託や用水路浚渫清掃業務委託などが随意契約により発注されているが、今回の監査で抽出して確認したものについては、全て参考見積業者が受注者となっていた。また、発注する業務の内容によっては、見積書を徴する業者が固定化しているものも見受けられた。 随意契約による発注を行う際は、「見積業者の選定について」（令和5年10月20日付け八市契第889号）に基づき、特定の業者に受注機会が偏ることを避け、競争性及び公平性の確保を図っていただきたい。
改善内容	公営住宅管理の特性上、休日夜間帯の突発修繕や専門性の高い業務委託が多く、受注実績のある業者への見積依頼が多くなっていました。現在は、公平性及び競争性の向上を図るため、「随意契約の手引（R5.2）」に基づき、小規模工事等契約希望者登録名簿等を参照して公営住宅の近隣の業者にまず見積依頼を行うなど、見積書を徴する業者が固定化しないよう改善しました。

八代市監査委員 様

八 代 市 教 育 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 か い 名 生涯学習課
監査対象年度 令和4年度
監査実施期間 令和 5年 9月 8日 ～ 令和 5年 10月 17日

指摘事項	(ア) 八代市さかもと青少年センターにおいて、同じ団体が同様の目的で調理室を使用した際に、使用料を徴収している場合と免除している場合があった。 令和3年度の定期監査において、八代市さかもと青少年センター条例施行規則第3条に利用料の減免について規定してあるが、教育委員会が認める減免の対象や減免割合等が規定されていないため、内規等で定めるようにと指導を行っていたが、実施されていなかった。 対応する職員によって取扱いが異なることがないよう、速やかに減免に関する要領等を規定するとともに、職員に周知を行っていただきたい。
改善内容	八代市さかもと青少年センターの内規作成にあたっては、類似施設で既に内規の定めがあります八代市社会教育センター並びに赤星公園との内規の整合を図るよういたしました。 施設毎の内規に記載がある対象を統一することで、対応する職員で取扱いが異なるなどといった事務の誤りを防ぐことを目的に、今回、内規を定めております。 今後は、適切な事務を執行してまいります。

八代市監査委員 様

八 代 市 教 育 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 生涯学習課
監査対象年度 令和4年度
監査実施期間 令和 5年 9月 8日 ～ 令和 5年 10月 17日

指摘事項	(イ) 八代市会計規則第14条では、出納員が歳入金を受納したときは、受納した日の翌日（休業日を除く。）までに指定金融機関等に払い込むこととなっている。 しかし、生涯学習課の公金等取扱マニュアルでは、使用料を受納後、同日調定し、同日又は翌開庁日までに千丁支所会計窓口（地域振興課）において入金するとされており、実際に千丁支所会計窓口に持ち込まれているが、千丁支所会計窓口は指定金融機関等ではないため、払い込んだことにならず、千丁支所地域振興課が現金と歳入伝票を預かり生涯学習課の代わりに指定金融機関等へ払い込んでいる状況となっていた。結果として、八代市会計規則に定めた期限までに指定金融機関等への払込みができただけでなく、万が一の場合、責任の所在があいまいな取扱いとなっている。 千丁支所地域振興課が現金を預かり代わりに指定金融機関等への払込みを行うことは適切ではないため、各種徴収金の払込方法及びマニュアルの見直しを行っていただきたい。
改善内容	歳入金の受納取扱いについては、当課において指定金融機関等へ払い込むよう公金等取扱マニュアルを見直し、修正を行いました。 歳入金は種別に事務処理を行いますが、金庫内の保管ルールや指定金融機関等への払い込みのスキームなど、可能なものは共有化を図り、当番制により担当外職員でも確認や払い込みを実施するようにいたしました。 今後は、指定金融機関等への払い込み、および受納期日、ともに課員相互での確認を交え、会計規則の順守ならびに適切な事務を執行してまいります。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 総務企画部 鏡支所地域振興課
監査対象年度 令和 5 年度
監査実施期間 令和 6 年 4 月 8 日 ～ 令和 6 年 5 月 1 3 日

指摘事項	(イ) 令和6年4月4日に月極駐車許可が行われ、同日付けで納入通知書が発送され市営有佐駅前駐車場の使用料の調定が令和6年3月31日付けで起票され、令和5年度の歳入として収入されていた。 歳入の会計年度所属区分については、地方自治法施行令第142条第1項第2号で、随時の収入で納入通知書等を発するものは、当該通知書等を発した日の属する年度となると定めてあるので、令和6年度の歳入とすべきであった。 歳入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行っていただきたい。
改善内容	(イ) 指摘のあった収入事務について、随時の収入で納入通知書等を発するものは、当該通知書等を発した日の属する年度とすべきであったため、当該使用料については、令和5年度及び令和6年度の変更調定と収入更生を行い適正に処理しました。 今後は、適正な年度区分について、課内で研修を行うとともに、当該簿冊の表紙の裏面に、年度区分の取り扱いを記載した注意事項を貼るなど再発防止に努めます。

指摘事項	(ウ) ふる郷愛鏡祭イベント助成金について、相手方から請求書を受領することなく4団体に150,000円ずつ支給してあった。 ふる郷愛鏡祭イベント助成金交付要項では、第3条で交付申請書、第4条で交付決定通知書、第6条で事業実績報告書、第7条で確定通知書、第8条で助成金請求書について規定してあるが、いずれも規定どおりの書類の提出や交付が行われていなかった。 要項に基づき、適切な事務処理を行っていただきたい。
改善内容	(ウ) 指摘のあった、ふる郷愛鏡祭イベント助成金支給については、交付要項に基づき交付申請書、事業実績報告書、助成金請求書を提出してもらい、交付決定通知書、確定通知書を交付しました。 今後は、課内でも交付要項の規定に基づき適正な処理を徹底していくとともに、相手方にも適正な時期の書類提出の徹底を指導します。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 か い 名 下水道総務課監査対象年度 令和 5 年度監査実施期間 令和 6 年 6 月 3 日 ～ 令和 6 年 7 月 1 日

指摘事項 (ア)	交付申請時に市県民税の滞納がある申請者に対して補助金の交付決定が行われたケースがあったが、交付決定とした理由等の記載がなかった。 本件は個人住民税の特別徴収分の滞納であり、申請者本人に非がないものであったため交付決定を行ったとのことであったので、その経緯及び交付確定時点において申請者本人の滞納が解消されていることを確認した結果を記録すべきであった。 適正な補助金交付事務が行われたことが確認できるよう関係資料を整理していただきたい。
改善内容	交付申請時に市県民税の滞納がある申請者に対する補助金の交付決定については、入金後、市で入金確認できるまでにタイムラグが発生することから、時間をおいて何回か確認するようにしています。入金確認後、資料を納税証明書に添付するよう改善しました。 また、個人住民税の特別徴収分の滞納については、稼働先が代理で納めるため本人が納付していても滞納になる可能性があります。これまでは稼働先に対して、電話確認し納付を促していました。今後は、本人に給与明細書等の写しを提出してもらうことで支払証明とする取扱いとしました。このことについても、納税証明書に写しを添付するよう改善しました。

指摘事項 (イ)	前回の定期監査において、現金出納簿を作成するよう指導していたが、作成されていなかった。 八代市会計規則第12条第3項において、出納員等は歳入金の保管管理のため、現金出納簿を備えなければならないと規定されている。同規則に基づき、現金出納簿を整備していただきたい。
改善内容	公金事務を再確認する中で、準公金（下水道普及促進協議会）について公金取り扱いマニュアル及び現金出納簿等がないことに気づき、協議会発足と合わせて整備を行いました。 また、現状に合わせて、公金（現金等の出納及び保管に関する業務）取り扱いマニュアルを改訂した上で、現金出納簿を整備しました。 今後は、チェック体制の強化に努め、適正な事務処理を行っていきます。

指摘事項 (ウ)	シルバー人材センターと派遣契約を締結し、下水道使用料の徴収員を派遣就業させてあるが、労働者派遣法第41条に定める派遣先責任者の選任及び同法第42条に基づく派遣先管理台帳の整備等が行われていなかった。 労働者派遣法の規定に基づき、派遣先責任者の選任や、派遣先管理台帳の作成、記載、保存及び記載事項の通知など、派遣先の講ずべき措置を行っていただきたい。
改善内容	令和6年度は派遣先責任者を選任し、労働者派遣法第42条第1項及び労働者派遣法施行規則第36条に掲げられている事項を記載した派遣先管理台帳兼勤務実績通知書を作成しました。 また、同法第42条第2項に基づき派遣先管理台帳の保存年限を3年間と定め、簿冊登録を行いました。なお、同規則第37条に「台帳を保存すべき期間の起算日は、労働者派遣の終了の日」と規定されていますが、「派遣元事業主から通知を受けた当該派遣労働者に係る派遣期間の終了の日」を意味し、単年度契約が更新された場合、派遣職員が翌年度以降引き続き派遣されたとしても、当該年度の台帳は3年間保存すればよいことを熊本労働局職業安定部需給調整事業室に確認しております。 同規則第38条第1項に基づき、派遣元事業主に対して毎月月末、実績報告として派遣先管理台帳兼勤務実績通知書をメールにて通知しています。 今後は、派遣労働契約の担当課である人事課と調整しながら、適正な事務処理を行っていきます。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 か い 名 建設部 下水道建設課

監査対象年度 令和 5 年度

監査実施期間 令和 6年 6月 3日 ～ 令和 6年 7月 1日

指摘事項	(ア) 八代市水処理センター消化ガス売却事業契約において、契約書第13条に、購入事業者は本施設等建設工事の施工計画書を作成し、工事着手前にこれを発注者に提出して、発注者の承諾を得なければならないと定めてあるが、個別の書類は提出されているものの、施工計画書としての提出は受けておらず、承諾の手続も不十分であるなど、規定どおりの手続が行われていなかった。 また、建設工事の進捗状況等の報告（契約書第14条）及び電気主任技術者の選任又は委託に関する通知（契約書第26条）について、口頭で報告は受けているものの、それに関する文書は保管されていなかった。 契約上定められた報告や通知等は、その他定めのある場合を除き、文書での提出を求め、内容を確認し、承諾など必要な措置を講じるとともに、保存文書として管理するようにしていただきたい。
改善内容	指摘のあった契約書内の工事関係書類の提出については 指摘後に購入事業者より提出させ、収受、保存いたしました。なお、今後は適切かつ円滑に収受、承諾などの手続きを行うように徹底します。また、文書の保管についても保存文書として登録いたしましたので、適切に保存するよう係内で周知いたします。

指摘事項	(イ) 消化ガス発電設備設置及び運用に係る行政財産貸付契約書において、第2条に、貸付期間の始期は消化ガス発電設備建設開始日からと定めてあり、同契約書第3条第1項には土地の賃貸料は年額 10,320 円とし、1 年未満の期間については日割計算によるものと定めてある。 このことについて、消化ガス発電設備建設が令和 6 年 3 月初旬に開始し、貸付期間の始期が確定していたことから、令和 6 年 3 月分の賃貸料については、日割計算をし、令和 6 年 3 月内に納入通知書を発して令和 5 年度の歳入として収入すべきであったが、令和 5 年度分の賃貸料は収入されていなかった。 同契約書第 3 条第 2 項には、賃貸料を納入通知書により指定された納期限内に納付することについて定めてあるが、請求時期については記載がないことから、相手方の合意を得たうえで、適切な時期に調定及び納入の通知を行い、収入の確保に努めていたきたい。
改善内容	指摘のあった工事期間中の土地賃貸料については、令和 5 年度に収入すべきであった賃貸料を日割り計算し、令和 6 年 1 0 月 3 1 日付けで賃借人から納入を受けました。今後は、八代市会計規則、八代市行政財産使用料条例等を遵守し、適正な事務執行に努めます。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 水道局

監査対象年度 令和5年度

監査実施期間 令和6年6月3日 ～ 令和6年7月1日

指摘事項	(ア) 共架電線に係る使用料について、八代市行政財産使用料条例別表備考第1項に基づき、八代市道路占用料に関する条例第2条の規定の例により算定し、相手方へ1円単位で請求を行っていた。しかし、同条第1項では、占用料の額に10円未満の端数があるときにはこれを切り捨てると規定してあるので、端数処理をする必要があった。 今後は、使用料算定の基礎となる条例を十分確認し、複数でのチェックを行うなど、算定誤りの防止に努めていただきたい。
改善内容	(ア) 使用料算定のチェック体制については、算定担当及び担当係長による複数でのチェックを行うようにしました。今後の使用料算定については、基礎となる八代市道路占用料に関する条例第2条第1項に基づき、適正に端数処理を行います。

指摘事項	(イ) 簡易水道施設監視業務委託において、委託先 38 者から委託料の請求書を受領してあったが、全てに収受印が押されていなかった。 この件については、前回の定期監査講評時に、請求書に収受印が押されておらず、契約書に定める委託料の支払期限の起算日が把握できないため、適切な取扱いをするよう指導してあったが、改善されていなかった。 八代市文書管理規程第 12 条においても、文書を収受するときは、当該文書の余白に受付日その他必要な事項を記載しなければならないと規定してある。 同条及び契約書の規定に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。
改善内容	(イ) 請求書の収受印漏れについては、水道局内全職員に収受時すぐに押印するよう周知を徹底し、再発を防止します。チェック体制については、決裁時に係長以上の職員による複数でのチェックを徹底します。